

国頭村過疎地域持続的発展計画（案）

についてのご意見を募集します。

■過疎地域持続的発展市町村計画について

過疎地域対策は、昭和45年に「過疎地域緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、これまでに4次にわたり、いわゆる「過疎法」が制定され、各種の対策が講じられてきました。

令和3年4月1日に第5次となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が施行されました。

この新過疎法に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年を計画期間とする「国頭村過疎地域持続的発展計画(案)」の策定に取り組んでいます。

■意見の募集期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月6日（火）まで

■意見の提出方法

ご意見は、提出用紙（パブリックコメント意見書）に、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出ください。

（直接提出）国頭村役場2階 企画政策課（土日祝祭日を除く平日9時から17時まで）

（郵送）〒905-1495 国頭村字辺士名121番地

国頭村役場 企画政策課 宛（令和8年1月6日（火）必着）

（FAX）0980-41-5910

（電子メール）kikakuseisakusection@vill.kunigami.lg.jp

■提出された意見の取り扱いについて

提出されたご意見は、計画策定等の参考にさせていただきます。個々の意見に対して、直接個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。